

児童生徒の問題行動の発生時

問題行動が発生した場合、単に現象面にのみとられるのではなく、その背景を的確に把握するために、以下に示す初期対応を大切に指導をすすめる。

- 事実確認をする。内容をできる限り詳細に聞き取る。(いつ、どこで、だれと、だれが、だれに、どのように、何をして、何を思った、どうなった等)
- 指導方針、指導方法等を教員間で協議し、対応する。

レベルⅠ～ⅤのうちⅡ以上のレベルでは、校内対策会議を開催し対応に当たる。

●校内対策会議の開催

メンバー：管理職、生徒指導担当、学年主任、担任学年教員、養護教諭

※学校長の判断で必要に応じて部活動顧問やスクールカウンセラーを加えることが可能

☆役割分担

(児童生徒からの聴取、聴取後の対応、保護者対応等)

☆状況把握…事実を時系列で整理【記録】

☆対応方針の確認

相談・連携

教育委員会に状況を随時伝え、相談して対応を図る。《報告書の提出》

※対応については、教育委員会への報告・相談を大切にし、例えばレベルⅠ・Ⅱであっても警察との連携を図ることが考えられる。とりわけ、いずれのレベルであっても問題行動の中の犯罪行為については、被害者の意向をよく聞き、被害者が警察への通報（被害届を含む）を望む場合は、警察へ相談・通報する。

レベルⅠ

●管理職に報告し、担任・学年が把握し、注意・指導を行うレベル。

○担任・学年で対応し、解決を図る。

○必要に応じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を図り、指導・相談を実施する。

【問題行動の例】

- ◇無断欠席・遅刻
- ◇反抗的な言動
- ◇服装・頭髪違反
- ◇授業をさぼる
- ◇学校施設の無許可使用 等

【事例Ⅰ－①】

放課後、体育館に無断で入り込み、バスケットボールをして遊んでいた数名の生徒に対し、担任が指導したが、反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】

図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないように注意したところ、担任を挑発しかからかうような言葉をあびせた。

管理職への報告を行い、放課後、担任と学年主任が当該児童生徒と保護者を学校に呼び、指導した。

レベルⅡ

- 管理職・生活指導部（担当）を中心とする学校全体で共通理解を図り指導・改善を行うレベル。



○校内対策会議を開催する。

- 担任・学年とともに**管理職・生活指導部（担当）**が指導し、同様のことを繰り返さないよう、保護者を交えて指導する。
- 状況に応じて、**第三者専門家チーム、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー**等を活用する。

【問題行動の例】

- ◇攻撃的な言動・軽度の暴言
- ◇軽微な賭けごと
- ◇軽微な授業妨害
- ◇軽微な器物破損
- ◇授業をさぼって校内でたむろする 等

【事例Ⅱ】

始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下で遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止めて教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ、遊びを止めさせた。



放課後、担任及び学年主任とともに管理職及び生活指導担当教諭が、当該生徒2名に対し、保護者も交えて指導した。その後、管理職及び教員が学校を巡回し、再発防止に努めた。

レベルⅢ

- 警察や関係機関と連携して学校内で指導を行うレベル。



○校内対策会議を開催する。

- 担任・学年とともに**管理職・生活指導部（担当）**が指導し、同様のことを繰り返さないよう、保護者を交えて指導する。
- 状況に応じて、**第三者専門家チーム、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー**等を活用し、関係機関と連携して指導を行う。
- 管理職が警察・こども相談センターと連携し指導計画を立て、学校で指導するとともに、保護者にも働きかけ、家庭でも指導する。**
- 教室での指導だけでなく、別室等を活用した指導を行い、問題行動の改善を促す。**
- ☆**状況に応じて学校または個人（被害者）が、警察に被害届を提出する。**

【問題行動の例】

- ◇暴言・誹謗中傷行為
- ◇脅迫・強要行為
- ◇暴力
- ◇軽微な窃盗行為
- ◇悪質な賭けごと
- ◇著しい器物破損
- ◇バイクの無免許運転
- ◇喫煙
- ◇著しい授業妨害 等

【事例Ⅲ－①】

他の生徒に対して暴力行為を行った生徒を指導した。その際、指導する教師に対しても、制止を振り切ろうと突き飛ばしたり、反抗的で暴言を吐いたりもした。

【事例Ⅲ－②】

授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回る授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする生徒たちに対し、継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いた。



- ・管理職が警察やこども相談センターに連絡を取り、当該児童生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の役割を明確にしながら、指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。
- ・管理職及び教員が学校を巡回し、再発防止に努めた。

レベルⅣ

●教育委員会が主導的役割を担い、出席停止措置を行うとともに、警察等と連携して学校外で指導を行うレベル。



○校内対策会議を開催する。

○管理職が警察・こども相談センターと連携した指導を行う。

○状況に応じて、第三者専門家チーム、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、関係機関と連携して指導を行う。

○教育委員会が出席停止措置を行い、指導計画に基づき家庭・校外で指導する。

○教育委員会・学校が中・長期的な指導計画を立て、継続的な対応を行う。

☆状況に応じて学校または個人（被害者）が、警察に被害届を提出する。

【問題行動の例】

- ◇重い暴力・傷害行為
 - ◇重い脅迫・強要・恐喝行為
 - ◇危険物の所持
 - ◇違法薬物の所持・販売行為
 - ◇窃盗行為
 - ◇痴漢行為
- 等

【事例Ⅳ－①】

授業妨害や指導に対する反抗的な態度を繰り返す生徒に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に殴りかかり頬を殴って、軽傷を負わせた。

【事例Ⅳ－②】

これまでも問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も30分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



- ・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会が出席停止を命じ、学校とともに立てた指導計画に基づき、警察やこども相談センター等と連携して校外で指導した。
- ・教育委員会が学校に対して、継続的な対応の指示を行った。

レベルⅤ

●学校・教育委員会から、警察・こども相談センター等、外部機関に対応の主体が移るレベル。



○校内対策会議を開催する。

○状況に応じて、第三者専門家チーム、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、関係機関と連携して指導を行う。

○教育委員会主導で、警察・こども相談センター・児童自立支援施設等における対応に移行し、関係機関と学校の連携を図りながら指導する。

【問題行動の例】

- ◇極めて重い暴力・傷害行為
 - ◇極めて重い脅迫・強要・恐喝行為
 - ◇凶器の所持
 - ◇放火、強制わいせつ、強盗
- 等

【事例Ⅴ】

当該生徒は、授業妨害や他の生徒に対する暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し、教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかって数回顔を殴り、全治3カ月の重傷を負わせた。



- ・管理職と相談の上、当該教員は、傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に管理職から教育委員会へ報告し、教育委員会が警察及びこども相談センターと協議の上で更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。